

現任研修受講に必要な実務経験について（受講要件）

令和2年度の制度改正に伴い、相談支援従事者現任研修受講に必要な実務経験要件が設けられましたので、ご注意ください。

1 実務経験要件

現任研修受講者は、下記①②のいずれかを満たすことを要件とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。2 現に相談支援業務に従事している。 |
|---|

※ ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず1の要件を満たす必要がある。

2 留意事項

(1) 過去5年間に2年以上

「過去5年間に2年以上」とは、受講する現任研修開講日前5年間（令和8年度香川県の場合は「令和3年5月11日～令和8年5月10日」の間）に、業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が360日以上あることをいう。

(2) 相談支援の実務

「相談支援の実務」とは、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいう。

(3) 現に

「現に」とは、本研修受講申請期間（令和8年度香川県の場合は「令和8年3月30日から令和8年4月13日」の間）をいう。

(4) 相談支援業務

「相談支援業務」とは、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における業務をいう。